

新設規制に関する事前評価書

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案に基づく規制の新設＞

規制の名称	維持管理積立金制度の対象外となっている平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場の当該制度の対象への追加
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-5501-3152 e-mail: hairi-kikaku@env.go.jp 廃棄物・リサイクル制度企画室
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	すべての許可処分場(国又は地方公共団体が設置したものを除く。)について適正な維持管理を確保することによって、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。
規制の内容	維持管理積立金制度の対象外となっている平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場(国又は地方公共団体が設置したものを除く。)について、当該制度の対象に追加し、維持管理積立金の積立てを義務付ける。 根拠条文等： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)附則第3条第6項及び第5条第6項
規制の必要性	平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場について、維持管理のための資金が外部に積み立てられていないため、設置者の倒産等により適切な維持管理が継続できなくなったケースが相次いで生じていることから、すべての最終処分場について維持管理のための資金の積立てを義務付ける必要がある。
期待される効果	これまで維持管理積立金制度の対象外であった処分場についてもその維持管理が適切に行われることで、廃棄物の最終処分場の適正な管理が図られるとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性が高まることが期待される。
想定される負担	許可処分場の設置者はすべて維持管理のための積立金の積立てを義務付けられる。他方で、最終処分場の管理の適正化が図られ、さらに、最終処分場に対する信頼が回復し、必要な施設設置が進むことで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し積立金の積立てを奨励することが考えられるが、廃棄物の最終処分業は、収益が発生する時期(埋め立てている時期)と専ら費用が発生する時期(埋め立て終了後の管理期間)にギャップがあることから、行政指導又は普及啓発等では、専ら費用が発生する時期に十分な積立てがなされないおそれが高い。従って、当該規制は代替手段に比べ実効的かつ効率的なものであると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「現在、維持管理積立金制度の対象となっていない旧処分場についても維持管理積立金制度の対象とし、埋立処分を継続している旧処分場については積立てを義務付けるべきである。」とされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。